人権啓発・学習冊子「じんけん丹波」No.8

丹（まごころ）の里

丹波市

人権文化を育む豊かなまちづくり

人が人として尊ばれ、幸せな生活が送れる、そんなすべての人の人権が尊重される社会をつくり上げることは、私たちみんなの願いであり、責務でもあります。

丹波市では、『人権文化をすすめる市民運動』を展開し、人権尊重のまちづくりをすすめています。人権文化とは、お互いが「こころの壁」を取り払い、それぞれの価値観やライフスタイルの違いを認め合い、相手の立場や気持ちを理解し、人を思いやる心・感性を磨いていくことです。これらの積み重ねが、日常の身近な出来事を人権の視点から考えることにつながり、人権を尊重することが当然のこととして、住みよいまちづくりにつながっていくことと考えています。

この人権啓発・学習冊子「じんけん丹波」№8は、人権意識の高揚や地域での学習の深まりを目的に作成しました。ぜひ、ご活用ください。

平成二十五年三月

丹波市長　辻　重五郎

# もくじ


国際的視野で人権を考えよう……2
ジェンダー問題は見えにくく、分かりにくい……4
彼女の選択……6
差別のないやさしい社会をめざして……8
ありのままの姿を受け入れてもらえないニート・ひきこもりの若者たち……10
住民人権学習会に参加しましょう！……12
中学生人権作文……18
人権啓発ポスター 優秀・優良作品……20
人権標語 優秀・優良作品……21

# 国際的視野で人権を考えよう

公益財団法人
人権教育啓発推進センター理事長
横田洋三

日本で人権について考える場合に出発点となるのは、日本国憲法である。憲法は第11条から40条まで、第30条の納税の義務に関する規定を除いて、すべて人権に関する詳細な規定である。人権項目としてしばしば取り上げられる差別・奴隷・拷問の禁止、思想・良心・信教の自由、集会・結社・表現の自由、教育や労働の権利、所有権などは、いずれも憲法ではっきり規定されている。日本国憲法の人権規定は、その範囲および内容において、世界の憲法の中でも誇ることのできる優れたものである。

ところでこの充実した憲法の人権規定も、実際に守られなければ「絵に描いた餅」に終わってしまう。さいわい日本は民主主義が根付いた法治国家であり、憲法の人権規定を尊重し実現するために、多くの法律や条例が制定され、政策や予算措置がとられている。たしかに違反事例もあるが、その場合人権侵害の被害者には、人権擁護委員などの制度を通して、あるいは中立・独立の裁判所の審理を通して、救済の手続きが用意されている。

このように見ると、日本は人権の面で問題の少ない模範的国家のように思える。しかし、実際に日本の人権状況を国際的視野で見ると、若干の問題がある。２００６年に国連の人権理事

会が行った日本に対する人権状況の定期審査においては、女性や子どもに対する暴力や性的搾取の効果的な禁止、独立の国内人権機構の設立、人権条約機関への個人通報制度の受入れ、慰安婦問題への誠実な対応などが勧告された。

また、２００９年に行われた女性差別撤廃委員会による日本の政府報告書審査においては、男女の婚姻年齢差、女性の再婚禁止期間などの民法の女性差別的規定の廃止、固定的性別役割分担意識の解消、雇用や政治活動における男女平等参画の促進、女性に対する暴力や人身取引の撲滅、などが勧告された。

このほか、自由権規約委員会や子どもの権利委員会、人種差別撤廃委員会、拷問禁止委員会、国際労働機関の専門家委員会などにおいても、日本の人権状況についていくつかの重要な指摘がなされている。この日本の人権状況に対する世界的評価は、日本という国、ひいては日本人に対する評価に連動しているといっても過言ではない。

ロンドン・オリンピックでは過去最高のメダル数を日本の若者たちが獲得して日本中を沸かせた。これから始まるパラリンピックでも、日本選手の素晴らしい活躍が期待されている。また、２０１１年3月11日に起こった東日本大震災は甚大な人的・物的損害をもたらしたが、震災直後から始まった国をあげての緊急支援や復旧・復興への取組みには、世界中が賞賛の声をあげた。こうしたことは、日本という国や日本人に対する国際的評価を高め、私たちを元気づける。同様に人権面でも、憲法体制のもとで人権を守ることはもちろんであるが、それにとどまらず、国際的人権機関によって指摘されている課題にも早急に取り組み、問題を解決して、国際的にも高く評価される国になってほしいと思う。

# ジェンダー問題は見えにくく、分かりにくい

神戸大学大学院人間発達環境学研究科長
神戸大学発達科学部長
朴木佳緒留（ほうのき かおる）

遠い昔の戦前期には、男女の教育機会は均等ではありませんでした。戦後でも、学校のカリキュラムは男女で異なり、完全に男女同一になったのは１９９４年のことでした。それまでは、中学校では男子は技術、女子は家庭科、高校では男子は格技、女子は家庭科が各々必修でした。男女共修の家庭科を高校で履修した最初の学年の生徒たちは今、33歳になっています。この世代では「イクメン」をしている男性も多いでしょう。男は仕事第一、子育てのために仕事を休むなど「とんでもない」と思われていた時代からみると、隔世の感がします。

現在では、学校のカリキュラムは男女同一となり、女性も職業をもつことが一般化し、男性が子育てや家事を行うことにも抵抗がなくなりました。しかし、たとえば職業上の達成について、男女は同じように評価されているでしょうか？お父さんが係長になることと、お母さんが係長になることは、家族の中で全く同じように歓迎されているでしょうか？一般に、男性は職業的達成をほめられ、女性は家庭的幸せをうらやましがられます。遠い昔

には、教育機会が不均等であっても「そんなものだ」と思う人がほとんどであったように、現在、男女により達成する目標や内容が違っていても「そんなものだ」と思う人は多いのではないでしょうか？

男女に対する期待や評価は、時代や社会によって違います。しかし、その時代、その社会に生きている人には「違う」ことさえ気づかれない場合が多く、したがってジェンダー問題が「そこに在る」ことも分かりません。「知らない」ため、善意によりジェンダー再生産をしてしまうこともままあります。私は学部長に就任した際に、父親から「（仕事は）ほどほどにしておきなさい」と忠告されました。父は、娘に職業的達成を期待していたわけではなく、ひたすらに、身も心も豊かな暮らしを送ってほしいと願っていたためです。もし、相手が息子であったならば、父は「健康に留意して、しっかり頑張りなさい」と励ましたと思われます。父の娘に対する上記の忠告は親心に他ならず、全くの善意から出たものです。善意であるため、自発的な反省はあり得ません。また忠告された娘の方も素直に受け止めるでしょう。こうして、「見えないかたち」でジェンダーは再生産されていきます。現在、父は病床にあり十分に話すことが出来ませんが、「あれは何だったの？」と笑って語り合える日が来ることを願っています。

職業的達成を目指す男性や女性が居ても良いですし、心豊かな暮らしを求める男性や女性が居てもかまいません。人の生き方は多様であり、個性的です。さまざまな価値観を認め合うためには「勇気」が必要なのかもしれません。

※ジェンダー
社会的につくられた性別

# 彼女の選択

フリーライター　角岡伸彦

結婚差別の相談で、彼と彼女に最初に会ったのは、二〇〇一年だった。

二人は同じ職場で知り合ったが、彼が大阪南部の被差別部落で生まれ育ったことから、彼女の家族や親族が結婚を猛反対していた。彼女の一族は、いわゆる資産家で、部落出身者が身内になることを極度に恐れた。彼女の親は、彼と会わせないように彼女を監禁することもあった。彼女の親は親戚から「子供のしつけが悪い。甘やかした。」と責められていた。それでも彼女は、家族や一族よりも彼を選んだ。

彼と一緒になるために家を出る際、彼女は親から「もう家には帰ってくるな。近所にも来るな。身内の葬式にも出るな。」と言われた。

相談を受けてから十年余りがたった二〇一二年八月、今では二人の子供の親となった彼と彼女に久しぶりに会った。

「何も変わってないです。」

彼は何度もそう言い、彼女はうなずいた。

身内の葬式に出るな、という親の言葉は嘘ではなかった。四年前に祖父が亡くなったが、彼女だけには知らされなかった。叔母を通じてその事実を知った彼女は、子供を連れて、祖

父の墓参りに出かけた。墓参のあと、思い切って実家の近くで商売を営む家族に会いに行った。子供の顔を見れば、親の考えも変わるのではないかという淡い期待があった。

六年ぶりに会った母親にわが子を見せ「また、来てもいい？」と問いかけると「いいよ」という答えが返ってきた。わずか数分間だけの会話だったが、いったん切れた親子の縁が、再びつながろうとしていた。しかし後日、叔母から「やっぱり実家に来るのはやめといてと言ってた。」との連絡が入った。確かに彼が言った通り、何も変わっていなかった。

その後、祖母の死も、弟の結婚も知らされなかった。結婚して十年余りたつが、彼女はいまだ絶縁されたままである。三十年近くをともに過ごした家族の仕打ちを、彼女はどう考えているのだろうか。

「おじいちゃんもおばあちゃんも、小さいときから一緒に生活していたのに、最期は会うことができませんでした。父と母も同じことになるのかなと割り切ってます。……仕方がないと思ってます。」

言葉と思いが裏腹であることは、こぼれ落ちた涙が語っていた。

彼女は彼との生活に、何の不満もない。仲がいい夫婦であることは、見ていてわかった。彼の趣味はカメラで、わが子はもとより、クラスメート全員を撮影し、現像した写真をプレゼントするという。誰一人例外なく手渡すところが、彼の優しさだった。

結果的に彼女は、自分を育ててくれた家族を失うことになった。未練がないと言えば嘘になる。しかし、新しい家族には、彼女はなくてはならない存在である。

彼女の選択は、けっして間違ってはいなかった。

# 差別のないやさしい社会をめざして

女優　石井（いしい）　めぐみ

息子が重度の脳性マヒだと知ったとき、私は絶望に打ちひしがれました。重い障害を持つ子を一生背負って生きていくくらいなら、いっそこの子と今ここで・・・と考えた瞬間もありました。

ただ、息子を自分の手で育てはじめてみると、障害を持つ子どもへの見方は少しずつ変わって行きました。障害を持つということは、日常生活を送る上で不便なこと不自由なことがあるということです。

その不便さを毎日乗り越えながら生活しているのが「障害者」と言われる人たちの生き方なのです。

息子の優斗は、寝たきりで物を食べることもできませんから、鼻から胃まで入れた細いチューブに栄養ミルクを送り込むことで命を繋いでいました。ですから栄養チューブは、頑張って生きている息子の証、優斗にとっては勲章のようなものだと思っていました。しかし世間の人たちからも同様に受容れられるわけではありません。残念ながら不自由を乗り越えるために使われる杖や車イスや栄養チューブは、時として「障害者の証」となり、忌むべきものとされることもありました。

あるとき、優斗を連れてファミリーレストランで食事をしていると、3歳くらいの小さな男の子がトコトコと近付いてきて、優斗の鼻から出ているチューブに興味を持ったよう

でした。

「これなぁに?」チューブを指さす男の子に説明をしようとしたその瞬間、奥の席から若い母親らしき女性が走ってきて、男の子の目を右手で塞ぎ大きな声で叫んだのです。「見ちゃダメ!」

母親の怒声に驚いた男の子は大声で泣き出し、女性は男の子を抱えるようにして店から出ていきました。

ファミリーレストランの広い店内は水を打ったように静まり返り、食事もそこそこに私も逃げるように店をあとにしました。

もう何年も前の話ですが、あの場面は今でも鮮明に思い出されます。母親の叫ぶ声。男の子の恐怖に歪んだ顔・・・。

辛かったのは、息子を侮辱(ぶじょく)されたことではありません。あの男の子が、どんな人生を送るのかを考えると胸が潰れるくらい悲しくなるのです。

おそらく彼は障害を持つ人を見るたびに、母親の大きな声や怒った顔を思い出すことでしょう。子どものころに根付いたマイナスのイメージを、大人になって払拭(ふっしょく)することは難しいのです。もしかすると彼もまた、自分の子どもに同じイメージを持たせてしまうかもしれません。

だからこそ、多くの人に障害を持つ人のことや置かれている現状をもっと知っていただきたいのです。

たとえば目の悪い人がメガネをかけて視力を調整するように、機能的な障害は道具でカバーすることができるかもしれません。しかし理不尽な差別や偏見などの社会的な障害はかんたんに取り除くことができません。

多くの人が自分とは立場の違う人々に関心を持ち、思いやることで、優しい住みやすい社会ができていくのだと私は思っています。人権は主張するものではなく、尊重されるものであってほしいと心から願っています。

# ありのままの姿を受け入れてもらえないニート・ひきこもりの若者たち

フリーライター　今（こん）　一生（いっしょう）

僕は、親から虐待されて育った若者や自殺未遂の常習者、そして「ニート」と呼ばれる無職の人たちや自分の部屋に引きこもる20～30代の若者の取材を続けてきた。

１９９５年頃から15年以上、３００人以上の取材をしたが、それ以上は数えるのを辞めた。昼夜関係なく電話やメール、時には対面で話しかけてくる彼らの声に真摯（しんし）に耳を貸すだけで、僕の働く時間は奪われ、体力も疲弊（ひへい）し、自己破産を経験したからだ。

なぜ彼らは、取材で出会った僕に自分の生き苦しい気持ちを打ち明けてきたのか。彼らがお世話になっている精神科医やカウンセラー、ソーシャルワーカー、支援団体のスタッフなどが、彼らにとっては十分に話を聞いてくれているとは認知できず、そのままでは自分の抱える切実な苦しみが終わらないからだ。

彼らには、一緒に問題解決に動いてくれる家族も友人も乏しかった。だから、自殺や家出の本を書いている僕にすがるようにコンタクトをとってきたのだ。このように社会的参加を回避して6カ月以上も家庭内にとどまっている引きこもりは、２０１０年に国が行った調査

では予備軍も含めて155万人。非就業、非求職、非通学、非家事の既婚者・学生も加えた「若年無業者」は同年の労働白書では60万人と発表された。

長らく仕事から離れ、引きこもりの暮らしを続けている若者にとって、自分の将来を考えることは強い不安を覚える。だからこそ「考えたくない」という構えが染み付いてしまっている。彼らに対して支援団体は「人並みになれ」と言わんばかりにジョブトレを施したり、コミュニケーション能力の向上を迫るが、当事者たちの中には、自分の人生を自分一人で取り戻すだけの気力も体力も資産も底をついている人が少なくない。

しかし、その問題点は、そのまま目指すべき解決の姿を現している。つまり、ニートやひきこもりの若者たちにとって必要なのは、体力つくりに伴走してくれるパートナーとの絆であり、彼らが彼らのままで今すぐ出来る仕事を作ってあげる支援だ。

そのように当事者のありのままの姿を受け入れた自立支援に取り組んでいる団体は、日本にはほとんどない。なので、当事者たちは延々と続く苦境の中で「救われるより思考停止していたい」「生きること自体がだるい」という心持ちのまま暮らすことが常態化している。彼らにとっては、自分が生きていくために最低限度必要な尊厳である「人権」すら贅沢品のように認知されているのだ。やつれて細くなった指から指輪が外れがちになってしまうように、自尊心を強く握りしめる力が弱い。

では、体力つくりに伴走してくれるパートナーとの絆や、彼らが彼らのままで今すぐ出来る仕事を作るには、どうすればいいのか。それには「社会起業」を学ぶこと。これを読者の宿題にしたい。そこにしか当事者が人権を取り戻すチャンスはないだろう。

# 住民人権学習会に参加しましょう！

**～住民人権学習…それはすみよい地域や社会をつくっていくための学びです～**

丹波市では「人権文化の根づくまちづくり」の創造に向け、人権の今日的課題や地域で抱える課題解決のため、市民一人ひとりが、暮らしのなかで人権を尊重した生き方を学び、豊かな人間関係の構築に取り組む「住民人権学習会」を実施しています。

より効果的な学習会にするためには、まず様々な価値観や考え方の参加者と意見交換することが大切です。また、皆さんの積極的な参加が地域を良くしていくことにつながっていきます。

あなたの住む自治会で開催される学習会に、進んで参加しましょう。

※昨年度発行の人権啓発・学習冊子 No.7「じんけん丹波」には、学習教材（地域づくり編）「まちの中から」、学習教材（同和問題編）「マイホームの購入」を掲載しています。

**学習教材①　（高齢者の人権編）**

# 「認知症について考えましょう」

**【教材のねらい】**

認知症高齢者数統計（平成24年度厚生労働省発表）では、平成14年全国の対象者数は149万人だったが、10年間で倍増し300万人を突破しました。また、65歳以上の高齢者人口の１割に達し、旧推移予想（14年度）に比べ大幅に増加しています。

平成16年12月、国では「痴呆（ちほう）」という用語が侮辱（ぶじょく）的な意味合いを含んでいることや症状を正確に表していないことなどから、「痴呆」から「認知症」へと呼称の変更を行いました。これを受けて自治体や関係機関では、用語による誤解や偏見の解消を図るだけでなく、症状や原因、予防や治療法、介護の仕方などを広報し、病気の理解や用語の普及を進めています。

自治会で認知症を住民人権学習の題材とするねらいとして、「正しい理解」と「地域で支える」ことが挙げられます。「認知症の本人には自覚がない」という考え方は大きな間違いです。誰よりも一番心配なのも、苦しいのも、悲しいのも本人なのです。そして、その本人の介護家族への理解やサポートも忘れてはいけません。

人権とは、「人が等しく、人間らしく幸せに生きていく権利」です。学習を通じて、他人事ではない自分自身のこととして、また地域の一人としての関わりの中で認知症を考えましょう。

**「認知症サポーター養成講座」を受講した後、話し合ってみましょう**

**【学習会の進め方】（例：90分）**

①「認知症サポーター養成講座」を受講します。　……(60分)

> **「認知症サポーター養成講座」**
> 地域の自治会や職場、有志の集まりなどに講師（キャラバンメイト）を派遣し、正しい認知症の理解、認知症の方とのかかわり方等についての学習会を行います。　担当：福祉部介護保険課　☎74-0368

②住民人権学習推進員が学習のねらいと流れを確認します。　……(2分)

③小人数のグループに分かれ、次のテーマで意見交換をします。　……(20分)

Q1「もし周りの人が認知症になられたらあなたは何ができますか？」

Q2「もし自分や家族が認知症になったら、どんな気持でどうしてほしいですか？」

④各グループの発表者が1分間程度で意見交換の内容を発表します。　……(5分)

⑤住民人権学習推進員と講師がふりかえりとまとめをします。……(3分)

**【話し合いの注意点】**

・時間を守り、和やかな雰囲気づくりが大切です。また、学習会での意見は外へ持ち出さないようにしましょう。

・学習会は様々な考えや価値観を持った人の集まりです。意見交換の中で、他の参加者の話にも耳を傾け、特定の考え方を強制しないようにしましょう。

## 【「認知症について考えましょう」資料】

### 丹波市の人口推移

（「国勢調査報告」より）

| 項目＼調査日 | | 平成 17 年 10 月 1 日 | 平成 22 年 10 月 1 日 |
|---|---|---|---|
| 総人口 | | 70,810 人 | 67,757 人↓ |
| | 65 歳以上人口 | 18,715 人 | 19,512 人↑ |
| | 男性人口 | 33,646 人 | 32,138 人↓ |
| | 女性人口 | 37,164 人 | 35,619 人↓ |
| 世帯数 | | 22,393 世帯 | 23,268 世帯↑ |
| 高齢化率 | | 26.4% | 28.8%↑ |

### 介護保険第1号被保険者の推移と見込

※第1号被保険者とは、65歳以上の方をいいます。

※24年度～26年度は、第5期介護保険事業計画の推計値です。

### 丹波市の認知症高齢者の推移

**学習教材②　（子どもの人権編）**

# 「子どもの権利条約を知っていますか？」

**【教材のねらい】**

「児童の権利に関する条約 ( 子どもの権利条約 )」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18 歳未満を「児童（子ども）」と定義し、国際人権規約（第 21 回国連総会で採択・1976 年発効）が定める基本的人権を、その生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から詳説。前文と本文 54 条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989 年の第 44 回国連総会において採択され、1990 年に発効しました。日本は 1994 年に批准しました。

また、わが国では、平成 11（1999）年 5 月「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、平成 12（2000）年 5 月「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されました。

現在、子どもたちを取り巻く状況は、仲間はずしや言葉・暴力によるいじめ、大人による虐待など、子どもの人権問題が存在し、大きな社会問題となっています。「子どもの権利条約」はまだ社会で十分に浸透しているとは言えませんが、このような社会問題を考える際に大きな指針となると考えます。

この教材では、子どもも大人も共に条約の内容を理解し、地域全体で子どもたちの健全で豊かな心を育むための自治会活動につながり、人権文化が地域に根付く学習となることがねらいです。

**「子どもの権利条約」について話し合ってみましょう**

**【学習会の進め方】（例：90 分）**

①人権人権学習推進員が学習のねらいと流れ、条約の概略を説明します。……（10 分）

②条約の条文を次の４つに分類し、それぞれタイトルをつけます。……（20 分）

❶生きる権利　❷育つ権利　❸守られる権利　❹参加する権利

③次の題でグループごとに話し合う。……（30 分）

・「分類が難しかった権利は？」

・「特に大切だと思った権利は？」

・「自分たちに守られていない権利は？」

④全体の場で条約の意義や目的について意見交換をします。……（20 分）

⑤人権人権学習推進員がふりかえりとまとめをします。……（10 分）

**【話し合いの注意点】**

・時間を守り、和やかな雰囲気づくりが大切です。また、学習会での意見は外へ持ち出さないようにしましょう。

・学習会は様々な考えや価値観を持った人の集まりです。意見交換の中で、他の参加者の話にも耳を傾け、特定の考え方を強制しないようにしましょう。

【「子どもの権利条約を知っていますかあ？」資料】

## ＜子どもの権利条約カード１＞

日本ユニセフ協会発行「子どもの権利条約カードブック」を参照し作成

### 第１条
**子どもの定義**

18歳になっていない人を子どもとします。

### 第2条
**差別の禁止**

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。

### 第3条
**子どもにとってもっともよいことを**

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

### 第4条
**国の義務**

国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

### 第5条
**親の指導を尊重**

親（保護者）は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。国は、親の指導する権利を大切にしなければなりません。

### 第6条
**生きる権利・育つ権利**

すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

### 第7条
**名前・国籍をもつ権利**

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。

### 第8条
**名前・国籍・家族関係を守る**

国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。もし、これがうばわれたときには、国はすぐにそれを元どおりにしなければなりません。

### 第9条
**親と引き離されない権利**

子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。ただし、それが子どもにとってよくない場合は、はなれてくらすことも認められます。はなれてくらすときにも、会ったり連絡したりすることができます。

### 第10条
**他の国にいる親と会える権利**

国は、はなればなれになっている家族がお互いが会いたい、もう一度いっしょにくらしたい、と思うときには、できるだけ早く国を出たり入ったりすることができるように扱わなければなりません。親がちがう国に住んでいても、子どもはいつでも親と連絡をとることができます。

### 第11条
**よその国に連れさられない権利**

国は、子どもがむりやり国の外へ連れ出されたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにしなければなりません。

### 第12条
**意見を表す権利**

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

### 第13条
**表現の自由**

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

### 第14条
**思想・良心・宗教の自由**

子どもは、思想・良心および宗教の自由についての権利を尊重されます。親(保護者)は、このことについて、子どもの発達に応じた指導をする権利および義務をもっています。

### 第15条
**結社・集会の自由**

子どもは、ほかの人びとと自由に集まって会をつくったり、参加したりすることができます。ただし、安全を守り、きまりに反しないなど、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

### 第16条
**プライバシー・名誉は守られる**

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることができます。また、他人からほこりを傷つけられない権利があります。

### 第17条
**適切な情報の入手**

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア（本・新聞・テレビなど）が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

### 第18条
**子どもの養育はまず親に責任**

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

### 第19条
**虐待・放任からの保護**

親（保護者）が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、むごい扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

### 第20条
**家庭を奪われた子どもの保護**

子どもは、家族といっしょにくらせなくなったときや、家族からはなれた方がその子どもにとってよいときには、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

【「子どもの権利条約を知っていますかあ？」資料】

## ＜子どもの権利条約カード２＞

### 第21条
**養子縁組**

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけがそれを認めることができます。

### 第22条
**難民の子ども**

ちがう宗教を信じているため、自分の国の政府と違う考え方をしているため、また、戦争や災害がおこったために、よその国にのがれた子ども（難民の子ども）は、その国で守られ、援助を受けることができます。

### 第23条
**障害のある子ども**

心やからだに障害があっても、その子どもの個性やほこりが傷つけられてはなりません。国は障害のある子どもも充実してくらせるように、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。

### 第24条
**健康・医療への権利**

国は、子どもがいつも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気になったときや、けがをしたときには、治療を受けることができます。

### 第25条
**病院などの施設に入っている子ども**

子どもは、心やからだの健康をとりもどすために病院などに入っているときに、その治療やそこでの扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらうことができます。

### 第26条
**社会保障を受ける権利**

子どもやその家族が生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国がお金をはらうなどして、くらしを手助けしなければなりません。

### 第27条
**生活水準の確保**

子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。

### 第28条
**教育を受ける権利**

子どもには教育を受ける権利があります。国はすべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはなりません。

### 第29条
**教育の目的**

教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんどんのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

### 第30条
**少数民族・先住民の子ども**

少数民族の子どもや、もとからその土地に住んでいる人びとの子どもが、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利を、大切にしなければなりません。

### 第31条
**休み、遊ぶ権利**

子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利があります。

### 第32条
**経済的搾取･有害な労働からの保護**

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利があります。

### 第33条
**麻薬･覚せい剤などからの保護**

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守られなければなりません。

### 第34条
**性的搾取からの保護**

国は、子どもがポルノや売買春などに利用されたり、性的な暴力を受けたりすることのないように守らなければなりません。

### 第35条
**ゆうかい･売買からの保護**

国は、子どもがゆうかいされたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

### 第36条
**あらゆる搾取からの保護**

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

### 第37条
**ごうもん･死刑の禁止**

どんな子どもに対しても、ごうもんやむごい扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、人間らしく年れいにあった扱いを受ける権利があります。

### 第38条
**戦争からの保護**

国は、１５歳にならない子どもを兵士として戦場に連れていってはなりません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

### 第39条
**犠牲になった子どもを守る**

子どもがほうっておかれたり、むごいしうちを受けたり、戦争にまきこまれたりしたら、国はそういう子どもの心やからだの傷をなおし、社会にもどれるようにしなければなりません。

### 第40条
**子どもに関する司法**

国は、罪を犯したとされた子どもが、人間の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われなければなりません。

第32回全国中学生人権作文コンテスト
兵庫県大会奨励賞受賞作品

# 「許す心」・「許されるべきこころ」

丹波市立市島中学校二年　長井千宙（ながいひろ）

「私に、もう少し大きな心があったなら・・・私に、もう少し優しさがあったなら・・・」

この言葉は、長時間にわたり“いじめ”を受け続けた当時の中学生であった少女の言葉です。

今から4～5年前にさかのぼりますが、小学校中学年であった私の心にその言葉は痛烈に響きました。

昨今も、“いじめ問題による自殺”との報道が世間を駆け巡っておりますが、冒頭にふれた言葉を残した少女の“いじめ”問題は、私にとって理解知りえる最初にふれた“いじめ”でした。それ故、私にとってその後の“いじめ”問題を考える時の原点に近い題材であるかもしれません。

少女は、物事をしっかりと見極めることのできる人でした。ですから、学級内でいじめられている子がいると、だまっておくことが出来ず、いじめられている子をかばい、いじめる子に対してはっきり物事の善し悪しをいっていたそうです。しかしながら、そうした行動により、逆にいじめられることになっていったそうです。その後、身も心もすり減らし、少女は、あの深い言葉を残し、自ら命を絶ってしまいました。

正論を述べ、また、伴った行動を取った少女が、なぜ、死を選ばなければならなかったのでしょうか？誰も、助けてくれなかったのでしょうか？なぜ、誰とも相談できなかったのでしょうか？私の心に投げかけられるように疑問が沸いてきました。そして、私だったらどうしただろうか？いじめられていた子を助けただろうか？見てみぬふりをしたのだろうか？自問を繰り返すうちに、私の考え方は変わってきました。少女の残した言葉の意味も当初の私の考えでは、死の選択をするしかなかった環境に対する怒りがこめられているのではと思っていましたが、私自身が実際に直面した“いじめ問題”を経験するなかで、少女の言葉の思いはもっと深い慈愛（じあい）に満ちたものではなかったのではないかと思えるようになってきました。あ

る日突然、仲の良かった友人数人が避けるようになったことがありました。何が原因だったのか当時、理解できない日々を過ごし、精神的に追い詰められそうになりました。しかしながら、幸いにも、相談できる両親がいて、信頼できる幼馴染がそばで、支えてくれました。中でも、友人らの仕打ちを受けている私にとって幼馴染の言葉と行動は、とても温かいものでした。「何かあったら電話してね。」そう言って、それ以上語らず、そばにいてくれました。その時私の心は包まれ、堰を切ったかのように涙が溢れてきました。結果、“私は一人じゃない！”という支えを得て、気丈に接していくなかで、避けていた友人から“ごめんね”と言ってもらえることができました。原因は、責任感から取った行動が、周囲には、偽善者的に見えたとのことでした。私には、その時、“大丈夫！ありがとう”の気持ちでいっぱいになっていました。相手の勇気ある一言“ごめんね”ですべてを“許す心”が、そして友人には“許されるべき心”が互いに培われていったことをそのときに感じることができました。

「許す心」と「許されるべき心」の大切さを少女は最後に残したかったかと。少女が涙を浮かべて佇む様子が見えるように想像されました。“怒り”でも“恨み”でもない、深い悲しみを帯びた心の叫び、痛みを解ってほしいという願いのこもった表情です。二度と繰り返してほしくないという。

人は、とかく目に見えるものだけで判断しがちではありますが、目に見えない心の傷の深さ、を物語っていると思います。“冗談だったのに・・・”“遊びだったのに・・・”いじめている側の当事者がよく言う言葉ですが、“いじめの問題”は些細なほころびから始まり、いつしか取り返しのつかない修復ができないまでに大きくなった穴にまで成長させてしまうことがあります。冒頭にふれた言葉を残した少女は、最後まで、いじめた子の心を理解しようとしたしたのではないでしょうか。そして、両親や友人達へ、“生きる”という大切さ、優しさが、自分には足りなかったことを悔やみながらも、みんなには、強くあってほしいという願いを込めたのでは・・・。

少女の死を無駄にするのではなく、私達は伝えていかなければならないのです。“許す心”と“許されるべき心”のあり方を・・・。生きることに対する強さと優しさを持つことで、あり難さに気付くでしょう。そうすれば、みんなの心に豊かさが芽生え、地球そのもののように、まあるくなるでしょう。手を取り合い、助け支えあっていくのだと。絆を大切にするそんな人に私からなっていこうと思います。

# 平成二十四年度 人権啓発ポスター 優秀・優良作品

優秀賞　氷上中二年　東良愛生

優秀賞　氷上中一年　三森水晶

優秀賞　吉見小 五年　畑　あまね

優秀賞　山南中三年　荻野真優

優秀賞　芦田小 五年　仙水真吾

優良賞　黒井小 六年　赤松岳大

優良賞　神楽小 五年　武田陽生

# 平成二十四年度 人権標語 優秀・優良作品

優良賞　氷上中二年　高見　優

優良賞　氷上中一年　徳田　彩

## 【優秀賞】

（五年生の部）

だいじょうぶ？　手をさしのべて　いじめゼロ

久下小学校　高瀬　梨桜

（六年生の部）

だめな事　「だめだ」と言える　その勇気

久下小学校　待場　迅成

（中学生の部）

あいさつは　仲良くなれる　スタートライン

山南中学校一年　梅田　雅

（一般の部）

おはようさん　笑顔で始まる　地域の輪

足立　真人

## 【優良賞】

（五年生の部）

「関係無い」　その一言が　差別の始まり

北小学校　大木　千咲

（六年生の部）

見てるだけ　そんなあなたも　いじめてる

遠阪小学校　足立　茉由貴

（中学生の部）

気づいても　見て見ぬふりは　もういじめ

柏原中学校二年　足立　夏希

（一般の部）

認め合う　努力が大切　異なる個性

廣瀬　慎一

裏表紙・挿絵　北　野　博　史

編集・発行　丹波市まちづくり部人権啓発センター